

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-①)

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,332	1,276	1,213	1,262
		補正予算(b)	0	0	200	-
		繰越し等(c)	0	0	▲200	
		合計(a+b+c)	1,332	1,276	1,213	
執行額(百万円)	1,267	1,234	1,156			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	31年度	×
		56%	-	-	56%	-	46%	75%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	生物多様性地域戦略策定 済自治体数(都道府県)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	○
		18	13	18	24	32	35	47	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	全国の1/2.5万地形図面数に 対する植生図整備図面数の 割合[整備図面数/全国土図 面数]	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
国土の60%		国土の56%	国土の60%	国土の64%	国土の68%	国土の72%	国土の77%		
年度ごとの目標値				国土の64%	国土の69%	国土の72%			

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

目標達成度合いの
測定結果

(判断根拠)

<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>
・平成25年度末に実施した生物多様性国家戦略の点検結果等を踏まえ、国家戦略に掲げる自然共生社会の実現に向け、自然生態系の有する防災・減災機能の評価・検討を実施した。
・生物多様性地域戦略については、平成26年度末時点で、35都道府県が策定しており目標に近づいているが、対前年の策定数の伸びに大幅な鈍化が見られた。
・植生図の整備図面数は、平成26年度末時点で、国土の72%の整備が完了し、着実に成果をあげている。

<生物多様性に関する国民への普及啓発>
・内閣府世論調査によれば、平成24年度の生物多様性の認知度は56%と、調査対象の過半数に認識されていたものの、平成26年度には46%に低下した。COP10により生物多様性の認知度が一時的に上昇したものの、時の経過により関心が薄れつつあると考えられる。
・平成26年度は、多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(事務局:環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域セミナーの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの作成等を実施した。
・また、事業者や事業者団体等による先駆的な取組事例や、ビジネスセクターが目指すべき将来像や各主体に期待される取組をまとめた「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」を作成したほか、事業者団体の取組を促進するための方策について検討を行った。

<国際的枠組への参加>
・愛知目標の達成に向けた途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、各国の生物多様性国家戦略の改定等を支援した。平成26年度は引き続き、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの創設を通じて、よりきめ細やかに、改定・策定プロセスを支援した。
・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために発足した「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」(事務局:国連大学高等研究所)について、平成26年5月にはヨーロッパ地域ワークショップをフィレンツェ(イタリア)において、同年10月には生物多様性条約COP12と平行して、第5回定例会合を平昌(韓国)においてそれぞれ開催した。また、各国でのパイロットプロジェクトを支援するため、SATOYAMA保全支援メカニズムを創設し、平成26年10月に6件のプロジェクトを承認した。平成27年6月現在、国、国際機関、団体で構成される合計167団体が加入している。また、複数のIPSIメンバーが協力して行うプロジェクトを認証し、推進しており、現在29の協力活動が承認されている。
・名古屋議定書については、平成26年3月にまとめられた有識者からなる検討会の報告書を踏まえ、締結に必要な国内措置の検討を関係省庁と共に行っている。
・東南アジアにおける持続可能な森林経営のモデルガイドラインの策定に向け、熱帯林保全に関する企業等と現地住民の連携を促すスタディツアーを実施した。また、砂漠化被影響国における砂漠化対処のための放牧地利用計画の策定を内容とするプロジェクトを進めた。
・南極条約協議国会議(平成26年5月・ブラジル)に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。南極条約議定書附属書VIの対応については、検討会を開催し国内措置の検討を行った。
・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム)第3回総会(平成27年1月・ボン)及び関連会合への専門家派遣及び国内連絡報告会の開催を行った。また、次回IPBES総会及び関連会合へのインプットに向けた情報の整理を行い、その内容を報告書としてまとめた。
・ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)東アジア地域会合を平成20年から毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施を主導。また、タイとともにICRI事務局を担い、沖縄県において第29回ICRI総会を開催(平成26年10月)するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。

施策の分析

<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>

・平成26年10月に開催されたCOP12における愛知目標の中間評価で、目標達成に向けては各国が取組を一層加速する必要があるとされた。我が国においても、2020年までの愛知目標の達成に向けて取組を一層加速するとともに、気候変動の影響への適応等、特に取組の進捗が遅いとされた分野については重点的に取組を推進する必要がある。

・生物多様性地域戦略については、生物多様性保全活動支援事業の委託費で、地方公共団体の策定を支援してきたが、平成25年度の行政事業レビューに基づき廃止が決まり、平成26年度は平成25年度からの継続のみの執行となり、新規で策定の支援を受けた地方公共団体がなかったことは、策定数の伸び率鈍化の一因となっているものと思われる。

<生物多様性に関する国民への普及啓発>

・多様なセクターが参加する「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」を通じて生物多様性の主流化に努めているが、各セクターのネットワークを十分に活用するまでに至っておらず、セクター間の連携を一層図っていく必要がある。

・生物多様性の大切さを理解し、行動に移していくためには、幼少の頃より生き物にふれ、大切さを学ぶ場が必要であることから、関係省庁と連携し、教育方面へのアプローチをする必要がある。

・愛知目標の達成に貢献するプロジェクトを登録する「にじゅうまるプロジェクト」について、主に事業者や事業者団体による登録が年々着実に増加している。また、社会貢献活動のみならず、本業との関連性が高い事業者の取組が増加するなど、施策に一定の効果が見られている。一方、規模の小さい事業者ほど事業活動と生物多様性の関係の定量的・定性的な把握や取組の重要性の認識が低い傾向にあり、地方や中小の事業者の取組を推進する必要がある。

<国際的枠組への参加>

・「生物多様性日本基金」を通じて各国の生物多様性国家戦略の改定等を支援し成果を上げているが、次の課題は戦略の実行である。また、生物多様性条約の枠組みの中で作成されたその他の計画についても、その実行(支援)が重要である。

・「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)」については、COP12においてもその貢献について決議で言及されたが、愛知目標の達成に向けては、パートナーシップへの参加団体の拡大とともに、IPSIメンバー間の協力活動の推進や地域コミュニティによる資源管理の実践活動への支援を進めていく必要がある。

・名古屋議定書については、産業界を始めとする国内関係者の要望を十分に踏まえつつ、早期の締結を目指して、検討を進めていく必要がある。

・国際熱帯木材機関、砂漠化対処条約科学技術委員会などに積極的に参画することにより、世界の森林の保全と持続可能な経営及び砂漠化対処に係る国際的な取組の進展に寄与する必要がある。

・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献する必要がある。

・IPBES総会及び関連会合に積極的に参画することにより、科学と政策の統合に係る国際的な取組の進展に寄与する必要がある。

・タイとともにICRI事務局を担い、沖縄県において第29回ICRI総会を開催(平成26年10月)するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。今後、他の関連枠組みとの連携によるより効果的かつ効率化な事業の推進が重要である。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 <生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集> ・平成26年10月に開催されたCOP12における愛知目標の中間評価等を踏まえ、我が国においても、2020年までの愛知目標の達成に向けて取組を一層加速するとともに、特に現時点で目標の達成が困難とされる取組については、重点的に取組を推進する。</p> <p><生物多様性に関する国民への普及啓発> ・国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)の各団体が有する広いネットワークと現場との繋がりを最大限に活用し、国民への広報を強化する。具体的には、委員会に参画している様々なセクターが一堂に集う全国ミーティングや中間年フォーラムにおいて、これまでの取組の中間評価とロードマップの作成を行い、各委員が各関連分野へ生物多様性の主流化を浸透させられるような具体的な取組を検討する。 ・多くの子供たちに生物多様性に関心をもってもらえるよう、UNDB-Jが選定した生物多様性の本箱を全国の図書館に設置してもらえるよう働きかける。 ・生物多様性民間参画ガイドラインの普及を進めるとともに、シンポジウムの開催やモデル事業の実施など、事業者や事業者団体への普及啓発を強化する。</p> <p><国際的枠組への参加> ・各国の生物多様性国家戦略に加え、生物多様性条約の枠組みの中で作成されたその他の計画について、その実行が円滑に進むような能力構築等の実行支援も視野に入れて、生物多様性日本基金の活用を引き続き行っていく。 ・二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を進めるSATOYAMAイニシアティブのメンバー同士の協力活動の推進は、各団体の自主的な実践活動を面的に展開する有効な方策である。今後は協力活動のスタートアップを支援するSATOYAMA保全支援メカニズムの更なる充実に取り組む。 ・名古屋議定書については、できる限り早期の締結を目指しつつ、産業界や学術研究分野の意見を踏まえながら引き続き検討を行う。 ・世界の森林の保全と持続可能な経営の推進に向けた検討調査及び砂漠化対処のための手法の普及等を行うとともに、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。 ・南極の昭和基地における環境影響モニタリングを継続的に実施するとともに、南極観測隊や国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を進める。さらに南極条約議定書附属書VIについて関係省庁等の意見を踏まえながら引き続き国内措置の検討を行う。 ・IPBES作業計画2014-2018の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣等を通し積極的に日本の知見をインプットし、生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に貢献する。 ・ラムサール条約等、関連する他の条約と連絡を強化することにより、より具体的、効果的且つ効率的なサンゴ礁保全を国際的に進める。</p> <p>【測定指標】 <「生物多様性」の認識状況> ・引き続き本指標を活用することとし、生物多様性に関する国民への普及啓発を一層推進することにより、生物多様性の認知度の向上を図る。 ・具体的には、国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)において、これまでの成果と課題を中間評価としてとりまとめるとともに、各セクターのネットワークを活かし、連携を深め、後半5年の目標と取組をロードマップとしてとりまとめ、いっそうの認知度向上に努める。 ・また、事業者の先駆的な取組事例を紹介するシンポジウムを全国で開催するほか、事業者団体の取組を促進するモデル事業の実施や手引きの作成により、事業者や事業者団体における認知度の向上、民間参画を促進する。</p> <p><生物多様性地域戦略策定済自治体数> ・生物多様性地域戦略の策定は、地方での取組を加速する有効な方策であり、地方自治体の策定を促進することは継続しなければならないが、現在は財政的な面での支援のない状態で、策定の手引きなどを通じた情報提供により、以前の伸び率までの回復が図れるよう努力する。</p> <p><植生図> 植生図の未整備箇所には、現地調査の時期が限定される地域(積雪地等)や急峻な山岳地域など整備に困難が伴う地域が多く含まれるが、植生図の社会的ニーズは極めて高いため、早期の全国整備に向け、整備方法の効率化を検討するなどして着実な成果向上に努める。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次環境基本計画の重点分野での点検における、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組について、中央環境審議会の意見聴取。 ・乾燥地における住民参加による持続可能な牧草地利用等検討委員会 ・国際サンゴ礁モニタリングネットワークメンバー
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模生物多様性概況第4版 ・平成26年度環境問題に関する世論調査 ・平成26年度乾燥地における住民参加による持続可能な牧草地利用等検討業務 ・平成26年度南極環境保護議定書附属書VIに係る外国制度の調査委託業務報告書 ・平成26年度アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク推進業務報告書
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>鳥居 敏男</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	----------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------